



2023年2月10日

各 位

会 社 名 鳥居薬品株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 松田 剛一  
(コード番号 4551 東証プライム)  
問 合 せ 先 経営企画部 (TEL 03-3231-6814)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年3月28日開催予定の第131回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

コーポレートガバナンスの強化を目的として、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第20条に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、2022年3月29日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年3月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年3月28日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第 21 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第 21 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u> 第 1 条 <u>第 20 条の規定にかかわらず、2022 年 3 月 29 日開催の第 130 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023 年 12 月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本条は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>